

補償内容：

		保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合（共通）
傷害 (基本契約)	死亡保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^(※1) を除きます。）核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの
	後遺障害保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	
	入院保険金	旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合	事故の発生日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	

		保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合(共通) 続き
傷害 (基本契約)	手術保険金	<p>旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術②先進医療に該当する手術</p>	<p>入院中に受けた手術は入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍の額を、手術保険金としてお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。</p>	<p>⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故（あらかじめ割増保険料をお支払いいただいたときは、お支払いの対象となります。）</p> <p>⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故など</p> <p>（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。</p> <p>（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
	通院保険金	<p>旅行行程中に日本国内において急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合</p>	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p>	

旅行行程中に以下①～④までのいずれかに該当した場合

①被保険者が登場している航空機・船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合

②急激かつ偶然な外来な事故により被保険者の精子が確認できない場合又は緊急な探索・救助活動が必要なことが公的機関により確認された場合

③急激かつ偶然な外来な事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合又は継続して14日以上入院された場合

④被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)中に遭難した場合(別途、割り増し保険料が必要となります。ただし、割り増し保険料の有無にかかわらず、山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)中の遭難の際に支出した探索救助費用は保険金のお支払いの対象となりません。)

以下①から⑤までの費用のうち、ご契約者、被保険者またはその親族の方が負担した費用に対して、その費用の負担者に保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用などの保険金額を限度とします。

<お支払い対象となる費用>

①遭難した被保険者を捜索する活動に要した探索救助費用

②救援者※の現地までの航空機などの1往復分の運賃(救援者2名分を限度とします)

③現地及び現地までの工程における救援者のホテルなどの宿泊料(救援者2名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)

④被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用、治療を継続中の被保険者を現地から病院などへ移転するための費用。ただし、被保険者が払い戻しを受けた北区のための運賃または負担することを予定していた運賃は差し引いてお支払いします。

⑤救援者または被保険者が現地で支出した交通費、電話料など通信費、被保険者の遺体処理費等(3万円を限度とします。)

※「救援者」とは、現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。

■故意または重大な過失

■自殺行為、犯罪行為又は闘争行為

■無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬などにより正常な運転ができない恐れのある状態での運転

■脳疾患、疾病または心神喪失

■妊娠、出産または流産

■外科的手術その他の医療処置

■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質などによるもの

■自身、噴火またはこれらによる津波

■頸(けい)部症候群(いわゆる「むち打ち症」)、腰痛などで医学的他覚所見によるもの

■ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハングライダー搭乗、スカイダイビング等危険な運動をしている間の事故(あらかじめ割増保険料をお支払いいただいた時は、お支払いの対象※)となります。

※割り増し保険料の有無にかかわらず、山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)中の遭難の際に支出した探索救助費用は保険金お支払いの対象となりません。

旅行行程中に日本国内において発生した偶然な事故により、他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合
(注)被保険者が未成年者または責任無能力者の場合で、その未成年者または責任無能力者の行為により、親権者、その他の法廷の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する方(被保険者の親族に限ります。)が法律上の損害賠償責任を負った時も損害賠償金をお支払いします。

損害賠償金及び費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。

(注)日本国内において発生した賠償責任補償特約のお支払い対象となる事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者及び損害賠償請求権者の同意が必要となります。なお、以下の場合には示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など

■故意

■戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質などによるもの

■地震、噴火またはこれらによる津波

■被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任

■被保険者と同居する親族及び旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任

■被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任(ホテル・旅館等の食博施設の客室に与えた損害は除きます。)

■被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任

■被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任

■航空機、船舶および自動車・原動付自転車等の車両※、什器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 など

※次の①または②のいずれかに該当するものを除きます。

①原動力がもっぱら人力であるもの

②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊 により発生する貸主への損害賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。)

補償内容：

補償内容 (お一人あたりの保険金額)	補償区分	3泊4日まで
	死亡・後遺障害	285万円
	入院日額	4,000円
	通院日額	2,000円
	個人賠償責任	1,000万円
	携行品	30万円
	救援者費用	30万円